

あま〜い 誘いに ご注意ください!

2022年4月1日から18歳で成年になります

ワンクリック請求

動画を見ようと
したら突然!?



料金を支払わないで!

- 動画再生画面をタップしただけで、『登録完了』と表示されても契約は成立していません。

電話をかけない!

- 『退会手続』など、画面に表示されている事業者に連絡をすると、氏名や電話番号など個人情報が相手に知られてしまいます。

二次被害が増えています。

- 「トラブルを解決する」「個人情報を削除する」という業者に対処を依頼し、二次被害にあう事例が増えています。注意しましょう。相談は「188(いやや)番」に。お近くの消費生活相談窓口につながります。

- ★芸能人情報・アニメ・古いサイトなどでも同様の被害が多発!!
- ★しつこく表示される請求画面を削除するには(独)情報処理推進機構(IPA)セキュリティセンターのホームページを参考にしてください。

情報処理推進機構セキュリティセンター

検索

<https://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>

契約は成立していない

インターネット通販

代金を振り込んだけど、
商品が届かない!



インターネット通販を利用するときは慎重に!

- 注文前に事業者の所在地や連絡先などの情報を確認しましょう。
- 連絡方法がメールだけの通販サイトは危険です。
- 支払い方法が前払いだけでなく、複数用意されているショップを選びましょう。
- 格安の場合は偽物の可能性があります。
- 不自然な日本語のサイトには特に注意しましょう。

返品や解約などの契約条件を必ず確認しましょう!

通信販売は

クーリング・オフ できない

困ったときには相談を!

消費者ホットライン

(お近くの消費生活相談窓口につながります)

(局番なし) **188番**

裏面の消費生活相談窓口もご利用ください。

兵庫県

企画・編集 / 近畿府県消費者啓発資料共同作成会議
[滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県]

お試し購入

「お試し」のつもりが
定期購入に!?



定期購入が条件になっていないかなど、 契約の内容や解約条件を確認しましょう!

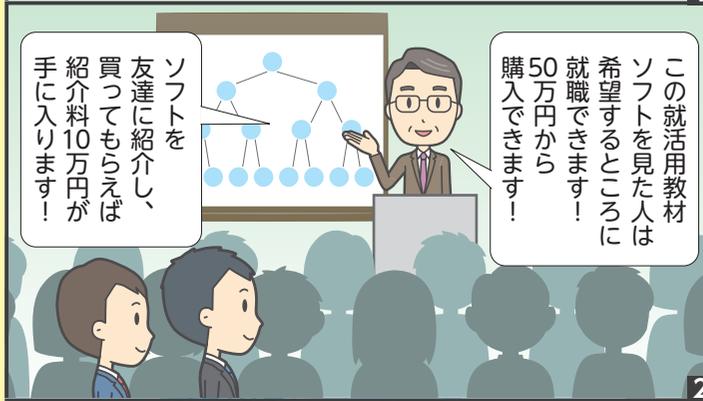
- ホームページやSNS上の広告で「お試し(価格)」「初回〇円」「送料のみ」などと表示されていても、複数月の定期購入が条件となっている場合があります。
- 商品注文する前には、申し込み最終確認画面で、「定期購入期間や支払総額等」「定期購入期間内に解約が可能かどうか」「解約・返品できる場合の条件や連絡方法」などを確認しましょう。
- 問い合わせの電話がつながりにくい場合があります。また、SNS上の広告から申し込むと、後日サイトが見つからないことがあるので、スクリーンショットなどを残しておきましょう。

通信販売は返品規約に従います

クーリング・オフ できない

マルチ商法

SNSで友達になった
人に誘われて



「簡単にもうかる」という甘い言葉を 信じてはいけません!

- 扱う商品は健康器具、食品、サプリメント、化粧品、学習教材、情報教材などさまざまです。
- SNSを通じて知り合った人からの勧誘で、トラブルになるケースが増えています。
- 借金してまで契約すると、多重債務に陥ることがあります。安易な契約はトラブルのもとです。

クーリング・オフ できる

覚えて
おこう!

クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは

訪問販売など法律で決められた取引について、一定期間内であれば、消費者が無条件で契約を解除できる制度です。(下の表を参照)

クーリング・オフすると

- ◎契約は、はじめからなかったことになります。
- ◎受け取った商品は事業者負担で返品し、支払ったお金は返してもらえます。
- ◎サービスを受けていた場合でも、対価を支払う必要はありません。
- ◎損害賠償や違約金も請求されません。

クーリング・オフできない場合

- ◎3,000円未満のものを現金で買った場合
- ◎健康食品や化粧品などの消耗品の一部を使用した場合
- ◎自動車(リース含む)
- ◎通信販売(インターネット取引含む)*
 - ※広告に明記されている返品特約(「10日以内は返品できます」「返品はご容赦ください」など)に従います。
 - ※返品特約の表示がない場合は、商品が届いた日から8日以内であれば返品することができますが、返品送料は消費者の負担となります。

上記以外にも、クーリング・オフできない場合がありますので、詳しくは消費生活相談窓口で相談してください。

クーリング・オフするには

- ◎契約解除通知書(はがき)で通知します。(期間内にはがきを出せば、事業者が届いていなくても有効です)
- ◎はがきの両面をコピーし、特定記録郵便か簡易書留で送ります。
- ◎はがきのコピーは、郵便局発行の受領書と一緒に保管します。
- ◎クレジットを利用した場合は、クレジット会社と販売会社に同時に通知します。

<はがきの記入例>

郵便はがき

〇〇市〇〇区〇〇町
〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇会社
代表者 様

〇〇〇〇〇〇

契約解除通知書

①契約日
〇〇年〇〇月〇〇日

②商品名(またはサービス名)
〇〇〇〇〇〇〇〇

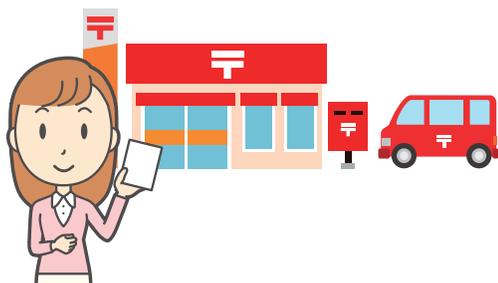
③契約金額 〇〇〇〇〇円

④会社名 〇〇〇〇会社

⑤担当者名 〇〇〇〇

上記日付の契約を解除します。
なお既払額の〇〇〇円を返金し
商品を引き取ってください。

〇〇年〇〇月〇〇日
(契約者)
住所
氏名



特定商取引法上のクーリング・オフできる取引形態と期間(契約書面を受領した日を含める)

訪問販売	自宅訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールスなど	8日間
電話勧誘販売	電話をかけるなどして勧誘し、申し込みをさせる販売形態	8日間
特定継続的役務提供	身体の美化、知識の向上などを目的として、継続的に役務を提供する取引形態(エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、一部の美容医療) ※一部の美容医療とは…脱毛、にきび・しみなどの除去、歯のホワイトニングなど	8日間
連鎖販売取引 (マルチ商法・ネットワークビジネス)	個人を商品などの販売員として勧誘し、「さらに次の販売員を勧誘すれば収入が得られる」と言って連鎖的に販売組織を拡大する取引形態	20日間
業務提供誘引販売取引 (サイドビジネス商法・モニター商法など)	仕事などを提供する前提で、仕事に必要な商品を買わせる販売形態 「副業で高収入」「資格・技術を身につけて在宅ワーク」などと勧誘し、実際は高額なパソコンや教材などを売りつける『サイドビジネス商法』や、「レポート提出するとモニター料などの収入が得られる」と言って高額な商品を販売する『モニター商法』など	20日間
訪問購入	事業者が消費者宅などを訪ねて貴金属などを買い取る取引形態	8日間

クーリング・オフ期間を過ぎてもあきらめないで、すぐにお近くの消費生活相談窓口へ

契約時の書面不備やクーリング・オフの妨害に当たる行為があると、期間を過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。

「おかしいな」「困ったな」と思ったら…

ひとりで悩まず まずは 相談!

消費生活に関する相談や苦情をお聴きして、その解決をお手伝いします。相談は一切無料です。



兵庫県・市町の消費生活相談窓口

名称	電話番号
神戸市消費生活センター	078-371-1221
尼崎市立消費生活センター	06-6438-0999
西宮市消費生活センター	0798-64-0999
芦屋市消費生活センター	0797-38-2034
伊丹市立消費生活センター	072-775-1298
宝塚市消費生活センター	0797-81-0999
川西市消費生活センター	072-740-1167
三田市消費生活センター	079-559-5059
猪名川町消費生活相談コーナー	072-766-1110
あかし消費生活センター	078-912-0999
加古川市消費生活センター	079-427-9179
高砂市消費生活センター	079-443-9078
稲美町消費生活センター	079-492-9151
播磨町消費生活センター	079-435-1999
西脇市消費生活センター	0795-22-3111
三木市消費生活センター	0794-82-2000
小野市消費生活相談コーナー	0794-63-1000
加西市消費生活センター	0790-42-8739
加東市消費生活センター	0795-43-0502
多可町消費生活センター	0795-32-3322
姫路市消費生活センター	079-221-2110
神河町住民生活課	0790-34-0963
市川町住民環境課	0790-26-1011
神崎郡消費生活中核センター (福崎町生活科学センター内)	0790-22-4977
相生市消費生活センター	0791-23-7149
たつの市消費生活センター	0791-64-3250
赤穂市消費生活センター	0791-43-7067
宍粟市消費生活センター	0790-63-2225

名称	電話番号
太子町生活福祉部生活環境課	079-277-1015
上郡町消費生活センター	0791-52-1115
佐用町消費生活センター	0790-82-0670
豊岡市消費生活センター	0796-21-9001
養父市消費生活センター	079-662-3170
朝来市消費生活センター	079-672-6121
香美町消費生活センター	0796-36-1941
新温泉町消費生活センター	0796-92-2070
たじま消費者ホットライン	0796-23-1999
丹波篠山市消費生活センター	079-552-1186
丹波市消費生活センター	0795-82-0996
洲本市消費生活センター	0799-22-2580
南あわじ市消費生活センター	0799-43-5099
淡路市消費生活センター	0799-64-0999
県立消費生活総合センター	078-303-0999
但馬消費生活センター	0796-23-0999

※相談実施曜日・時間等は、窓口により異なります。



188ロゴマークは、「消費者ホットライン」を広くPRするために作製しました。



被害にあわないための5か条

- ① いらぬものは「いりません!」ときっぱり断りましょう
- ② その場ですぐ契約しないで、よく確かめて、家族や友人など信頼できる人に相談しましょう
- ③ 個人情報(住所・氏名・電話番号・メールアドレス・口座等)を安易に提供しないようにしましょう
- ④ 納得できない請求には慎重に対応しましょう
- ⑤ おかしいと思ったら、すぐにお近くの市町の消費生活相談窓口へ

兵庫県立消費生活総合センター

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2
TEL 078-302-4000 FAX 078-302-4002

消費生活相談専用電話 **078-303-0999**

URL <https://www.seiken.server-shared.com/>

兵庫県立消費生活総合センター

■今話題の悪質商法の最新手口やリコール情報、食の安全安心にかかる情報など定期的に発信!

■スマホの安心な使い方、スマコン(賢い消費者)になるためのチカラ養成など、お役立ち情報満載!



古紙(リサイクル)配合率70% 再生紙を使用 ●インキ:大豆油・インキを含む植物油インキ

令和元年 11 月